

豊川市体育協会表彰基準

- 1 第2条第(1)号(体育功労者)関係
協会加盟団体の役員としてスポーツ振興に携わった期間が10年以上である者とする。
- 2 第2条第(2)号(特別優秀選手、監督等及び優秀チーム)関係
 - ア 日本選手権大会及びこれに準ずる大会とは、予め理事会の審査を受けた大会とする。
 - イ 国際競技とは、アジア大会等とし、親善大会は除くものとする。
 - ウ 監督等とは、監督及びコーチ等の2名程度を該当者とするものとする。
- 3 第2条第(3)号(優秀選手、監督等及び優秀チーム)関係
該当する大会はすべて代表選考会(予選)を行う大会について適用するものとする。
 - ア 協会加盟選手が規程(ア)から(エ)の4項目のいずれかについて該当するものとする。
 - イ 規程に該当する児童生徒とする。
 - ウ 前ア、イに該当する選手の監督等、または育成に携わった期間が10年以上の者とする。なお、監督等とは監督及びコーチ等の2名程度を該当者とするものとする。
 - エ 小中学校体育連盟主催の全国大会参加のチーム又は選手の監督等は表彰対象外とするものとする。
 - オ 最上位の西日本・東日本大会とは、全国大会がなく、予選を兼ねている大会ではない。
- 4 第2条第(4)号(特別功労者)関係
 - ア 協会の会長の表彰は、会長退任後とする。
 - イ 協会の役員とは、協会の副会長・理事又は監事としてその任期が10年以上であり、かつ、年齢が50才以上の者とする。

附 則
この基準は、平成13年 1月 1日から適用する。

附 則
この基準は、平成23年 2月 5日から適用する。

附 則
この基準は、平成24年 3月 9日から適用する。